

山口きらら博記念公園文字モニュメント制作業務委託 仕様書

1 業務名称

山口きらら博記念公園文字モニュメント制作業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

3 履行場所

山口きらら博記念公園内（山口県山口市阿知須地内）

4 本業務の目的

山口きらら博記念公園（月の海周辺エリア）において、来園者が安全に写真撮影を楽しめるフォトスポットとなる文字モニュメントを制作し、現地へ設置する。

5 本業務の内容

（1）文字モニュメントの制作

「きらら」の文字等からなるモニュメントを制作すること。なお、設置場所が海辺かつ、強風であることを踏まえ、耐久性のある素材かつ台座へしっかりと固定させた構造とすること（別紙参照）。

（2）文字モニュメントの設置

制作した文字モニュメントについて、山口きらら博記念公園月の海周辺へ安定した形で設置すること（別紙参照）。

6 その他特記事項

（1）実施体制等

受託者は、業務責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後速やかに県へ報告すること。原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県に申し出ること。

（2）著作権等

著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）をはじめ、本業務の成果物における一切の権利は、委託者である県に帰属する。

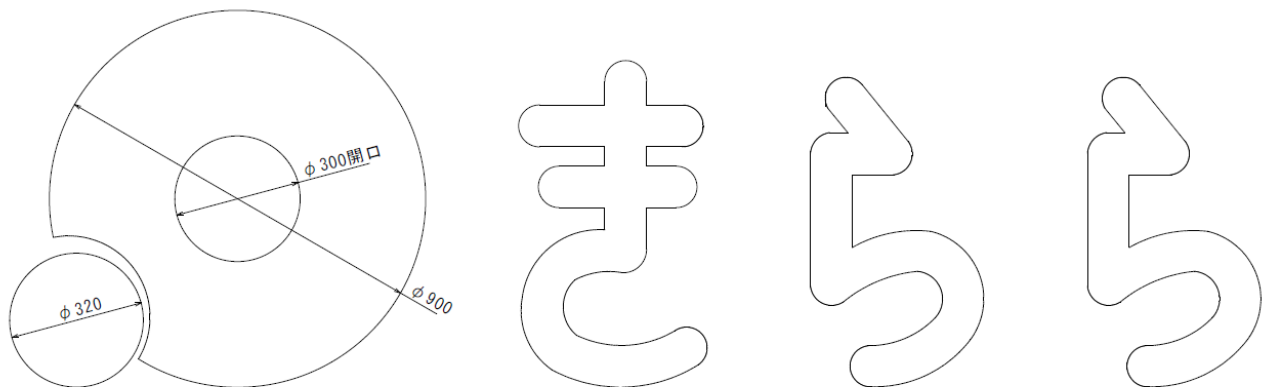
（3）その他

その他この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して定める。

7 成果品

「4 本業務の内容」に掲げる業務について、業務報告書に取りまとめ提出すること。

1 モニュメントデザイン等



- ・多目的ドームをイメージした図形及び「き」「ら」「ら」の3文字構成とし、各文字の高さは700mm以上とする
※文字のフォント指定はないが、親しみやすい字体とすること
※モニュメントはそれぞれ着色すること
(参考：山口きらら博記念公園HP上では、イメージ図形は青系色)
- ・現場設置にあたって必要となる台座を制作し、モニュメントを台座へ安定的に固定した構造とする
- ・海沿、強風エリアであることを踏まえ、耐久性の高い素材を使用する

2 設置場所



- ・台座及びモニュメントの素材、構造等を踏まえ、設置場所案も提案のこと
※最終的な設置場所については、県と協議の上で決定する